

学校法人中内学園コンプライアンス推進に関する規則

(目的等)

第1条 この規則は、学校法人中内学園及び流通科学大学（以下「学園等」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって学園等の社会的信頼の維持及び業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的とする。

2 学園等の業務運営に関する違法、不正又は不当な行為（以下「違法行為等」という。）の早期発見のための通報制度については、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 学園等の教職員等が学園等の業務遂行において法令、学園規則等を遵守し、公平公正な処理を行い、かつ、高潔な倫理観に基づく良識ある行動をとることをいう。
- (2) 教職員等 学園等の役員及び教職員等（学園等の業務を行う者であつて学園等の役員及び教職員以外の者を含む。）をいう。
- (3) コンプライアンス通報 教職員等が不正の目的でなく、違法行為等の発生又はそのおそれについて第8条に規定する通報窓口に通報すること。
- (4) 通報者 コンプライアンス通報を行う者をいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、学園等におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 教職員等は、第13条に規定する調査に対しては、正当な理由がないかぎり、応じなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 学園等の業務において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管

理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第5条 学園に、学園等におけるコンプライアンス体制の確立を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定
- (2) 教職員等に対する教育・研修計画の企画・立案及び実施
- (3) 第13条に規定するコンプライアンス通報の処理
- (4) ハンドブック・リーフレット等の作成及び配布
- (5) その他コンプライアンスの推進に関する重要事項
(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長
 - (2) 学部長及び研究科長
 - (3) 大学事務局長
 - (4) 総務人事室長
 - (5) 監査室長
 - (6) 理事長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員会に委員長を置き、委員の中から理事長の指名した委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 5 監事は、委員会に陪席することができる。

(部会の設置)

第6条の2 委員会は、第5条第2項第3号に定める業務を遂行するため、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、委員長が理事長と協議の上、委員長が指名する。
- 3 指名された部会の構成員は、本規則に定める事項を遵守し、その責務を全うし

なければならない。

- 4 委員長は、第5条第2項第3号の業務について、必要があると認めるときは部会にその処理を委任することができる。

(任期)

第7条 第6条第1項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(通報窓口)

第8条 学園等に、コンプライアンスの推進のために、教職員等からのコンプライアンス通報の対応を行う通報窓口を置く。

- 2 前項の通報窓口は、コンプライアンス通報の適切な管理のため、通報受付管理者を置き、監査室長をもってあてる。
- 3 第1項の通報窓口は、通報受付管理者の事務を補佐させるため、通報受付管理補助者を置くことができ、監査室の室員をあてる。
- 4 第1項の通報窓口は、コンプライアンス通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。

(コンプライアンス通報)

第9条 教職員等は、学園等の業務に従事する場合における教職員等に次の各号のいずれかに該当する違法行為等を認めたとき又は違法行為等の可能性があると思料するときは、前条第1項に規定する通報窓口は、その内容をコンプライアンス通報できる。

- (1) 法令、学園規則等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、学園等の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせ、又は失わせるおそれのある行為
- 2 コンプライアンス通報は、原則として文書によるものとする。
- 3 第1項の規定は、同項各号の違法行為等に関する通報について定めた他の学園規則等の規定の適用を妨げるものではない。

(通報者の責務)

第10条 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づくコンプライアンス通

報を行うものとし、人事上の処遇の不满、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(委員長及び通報受付管理者の責務)

第11条 通報受付管理者は、第9条に規定するコンプライアンス通報を受けたときは、速やかに委員会の委員長に報告する。

- 2 委員長及び通報受付管理者は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、コンプライアンス通報の内容が前条の規定に違反していると認めた場合又は通報者の同意を得た場合は、この限りでない。

(コンプライアンス通報の受理等)

第12条 委員長は、前条第1項に規定するコンプライアンス通報の報告を受けたときは、その受理又は不受理を決定し、その結果を委員会に報告するものとする。

(調査)

第13条 委員会は、前条によりコンプライアンス通報を受理した旨の報告を受けた場合は、当該コンプライアンス通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。

- 2 委員会は、前項の調査を行う場合にあつては、必要に応じ、教職員、法律専門家等によって編成する調査チームを設けることができる。
- 3 委員会は、第1項の調査を行う場合にあつては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。

(理事長・学長への報告)

第14条 委員会は、前条の調査の結果を理事長及び学長に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の報告を行う際は、当該コンプライアンス通報の内容に関し、違法行為等又はその可能性を認めた理由若しくは違法行為がないと認めた理由を明らかにして行うものとする。
- 3 委員会は、第1項の報告を行う場合は、次条第1項に規定する理事長又は学長が行う措置について意見を述べることができる。

(コンプライアンス通報に係る措置)

第15条 理事長及び学長は、前条第1項に規定する委員会の報告を受けたときは、当該報告におけるコンプライアンス通報の真否及び重要性の程度に応じて、当該コンプライアンス通報の事実に係る違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復

するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 理事長又は学長は、調査等の結果、違法行為が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、学園規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講ずるものとする。

(コンプライアンス通報を行った者の保護)

第16条 通報者は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱い（事実行為を含む。以下同じ。）を受けない。

- 2 通報者は、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、委員会に申し立てることができる。

(フォローアップ)

第17条 理事長又は学長は、通報者が前条第1項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 理事長又は学長は、コンプライアンス通報に係る事実がないことが判明した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(通 知)

第18条 学園は、通報者に対して、コンプライアンス通報の受領、調査結果及び是正結果について、コンプライアンス通報において違法行為に関わっているとされる者のプライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。

(守秘義務)

第19条 委員会構成員、通報受付管理者その他コンプライアンス通報に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第20条 委員会構成員、部会構成員、通報受付管理者、通報受付管理補助者及び第13条第2項の規定に基づき設置する調査チームの構成員は、自らが関係するコンプライアンス通報の処理に関与してはならない。

(運用状況の公表)

第21条 理事長は、委員会から報告を受けたコンプライアンス通報の件数等について、毎年度公表しなければならない。

(庶務)

第22条 委員会に関する庶務は、総務人事室総務課が行う。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進を図るために必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。